

株主代表訴訟と投資家団体訴訟

～台湾における株主訴訟の歴史と現在を中心に～

台湾・ 国立中興大學教授 廖大穎
Prof. LIAOW TA-YING
ChungHsing Uni. TAIWAN

一 会社法における株主代表訴訟の設計

□ 法制の概要

- A. 取締役に対する株主代表訴訟
会社法第214条 第215条
監査役に対する株主代表訴訟
会社法第227条
- B. 支配会社に対する株主代表訴訟
会社法第369条の4

一 会社法における株主代表訴訟の設計⁻²

□ 歴史的経緯

- A 企業不法経営への責任追及と
英米法株主代表訴訟の導入
- B 親子会社の支配構造と
株主代表訴訟の発展

一 会社法における株主代表訴訟の設計⁻³

□ 実務上 株主代表訴訟案件はまだ稀である

原因分析

1. 株主代表訴訟制度における立法立案の重点
が権利濫用防止におかれている
2. 訴訟要件による制限
3. 手続における担保提供による付帯コスト増
4. 訴訟費用
5. 訴訟リスクによる負の誘因

二 証券投資家の団体訴訟₁

□ 一部代替機能する投資家団体訴訟

- A. 証券投資家及び先物取引人保護法第28条
 - ・ 訴訟実施権の授与
 - ・ 公益目的による投資家保護センターによる訴訟
- B. 訴訟コストの軽減に関する措置
 - ・ 訴訟費用の減免
 - ・ 保全手続の担保提供の免除

二 証券投資家の団体訴訟₂

- C. 株主代表訴訟機能の代わりでなく、一部代替である
投資家団体訴訟の訴追事由
 - 1. 不実な目論見書
 - 2. 不実な有価証券報告書
 - 3. インサイダー取引
 - 4. 相場操縦

投資家団体訴訟の統計 不実目論見書の部

会社名称	一審請求金額	一審原告人数
正義食品	71,018	389
東隆五金	372,431	841
順大裕(Ⅱ)	202,015	591
新巨群集團	48,599	252
華夏租賃	20,537	77
京元電子	25,351	55
博達科技	5,824,779	10,038
宏傳電子	126,956	241
協和國際	185,234	418
欣煜科技	1,191,049	2,390

投資家団体訴訟の統計 不実財務諸表の部-1

会社名称	一審請求金額	一審原告人数
國產汽車	14,893	33
國揚實業	1,924,074	1,154
東隆五金	372,431	841
美式家具	152,648	145
大中鋼鐵	199,252	976
順大裕(Ⅱ)	202,015	591
新巨群集團	48,599	252
桂宏企業	29,193	82
台灣日光燈	131,065	252
峰安金屬	23,647	117
台灣土地開發	40	1

投資家団体訴訟の統計 不実財務諸表の部-2

会社名称	一審請求金額	一審原告人数
啟阜建設	42,823	128
遠東倉儲	666	13
立大農畜	9,030	70
紐新企業	393,825	759
楊鐵工廠 南港輪胎	22,592	80
中友百貨	2,820	31
大穎企業	292,857	577
皇旗資訊	128,786	119
博達科技	5,824,799	10,038
久津實業	542,110	484

投資家団体訴訟の統計 不実財務諸表の部-3

会社名称	一審請求金額	一審原告人数
太平洋電線電纜	7,984,514	25,785
訊碟科技	2,677,309	8,429
皇統科技	364,468	1,590
宏傳電子	176,956	241
勁永國際	455,677	781
宏達科技	569,163	1,131
協和國際	185,234	418
銳普電子	323,030	217
中華商銀	907,014	47
友聯產險	85,934	319
嘉新食品化纖	111,789	481
力霸企業	129,592	412

三 結び

- コーポレートガバナンス
と株主代表訴訟

 - 株主代表訴訟制度の活用についての検討
-

私の発表は以上です
ご清聴ありがとうございました

アジア株主代表訴訟セミナー

～変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情～

補助資料（台湾）

「株主代表訴訟と投資家団体訴訟

～台湾における株主訴訟の歴史と現在を中心に～

2008年2月18日

国立中興大学財政経済法律学部教授 廖 大穎

- 一 前書き
- 二 会社法における株主代表訴訟制度
 - 1 英米法系の株主代表訴訟導入・・・会社法第214条の立法論
 - 2 親子会社の支配構造及び株主代表訴訟の発展・・・追加改正会社法第369条の4の立法論
 - (1) 支配（親）会社の責任及び従属（子）会社株主の代位賠償請求
 - (2) 支配（親）会社の支配株主責任
 - 3 会社法第369条の4及び第214条の同質的立法と異質的規範の検討
- 三 一部代替機能としての証券投資家団体訴訟
 - 1 コーポレート・ガバナンスの観点からみた、台湾の株主代表訴訟制度の検証
 - (1) 代表訴訟及び少数株主権との関連性について
 - (2) 株主代表訴訟制度のインセンティブについて
 - (3) 2006年10月14日立法委員（国会議員）の改正提案
 - 2 証券投資家の団体訴訟制度
 - (1) 投資家団体訴訟の構造
 - (2) 訴訟コストの軽減に関する措置
 - (3) 株主代表訴訟の一部代替機能
- 四 結び

一 前書き

株主代表訴訟とは、一般的に英米法系における株主の代表訴訟に由来するものである。米国法における株主による会社への訴訟提起は、直接訴訟（Direct Suit）と派生訴訟（Derivative Suit）の二つに大別される。いわゆる「直接訴訟」とは、株主が企業の所有者であることに基づき、法に則って会社に対し、利益配当（recover dividends）や企業帳簿の閲覧請求（examine corporate books and records）などの権利の実現を請求するものである。これに対し、「派生訴訟」とは、前述の「直接訴訟」の法的関連性とは異なり、株主が法律で規定されている株主個人の権利を満たすために個人的に法的請求を行うものではなく、派生訴訟の多くは、株主が、企業による経営上の不正行為を防止又は是正するために生じた訴訟権なのである。このため、例えば取締役による企業資産の違法処分など、米国の判

例法における株主の派生訴訟では、株主は、会社に代わって、形式上訴訟当事者の身分を法的に取得し、関連訴訟行為を提起し得るのである。つまり、株主は、会社の法的な請求権に基づき、会社の権利を保障することにより、株主全体の権利が侵害されないよう間接的に保護するというものである¹。

米国法におけるこのような株主代表訴訟は、株主個人による直接訴訟とは異なり、その要点は会社自身の利益保護を期待できない点にあり、例外的に株主、特に少数派の株主が会社を代表して、取締役 (Director)、役員 (Officers)、発起人 (Promoters)、支配株主 (Controlling share holders) などの企業経営者に対し、会社経営上の失策又は会社資産の不正流用、ひいては会社に対する詐欺的な事務操作行為などにより会社に損害を与えたとして、法的民事賠償責任を提起することを認める訴訟制度である²。米国の法制上における株主代表訴訟は、衡平法裁判所 (Equity Court) により設けられた派生的な代位訴訟であるにもかかわらず、その実定法においては、例えば米国デラウェア州の会社法第 327 条に見られるように、会社の不正行為の係争について、当時の株主又はその後当該会社の株主になった者は、会社に代わって訴訟を提起できるという規定を明文化している³。このため、米国法における株主代表訴訟制度については、その法理上、株主代表訴訟権は、会社権利の消極的不行使が元になっているだけでなく、株主による代位行使の結果でもあり、株主による企業の統治を積極的に活性化する衡平な設計になっていると言える。端的に言うと、コーポレート・ガバナンスの立場から、これは英米法系における会社法制度の特色の一つと言える。それゆえ、資本市場のメカニズムという設計から見て、当該株主が会社に代わって訴訟を提起する機能は、自ずと企業経営者の不正行為 (managerial misbehavior) を効果的に抑制し、間接的に株主の権利を保障するものとなっている⁴。

二 会社法における株主代表訴訟制度

1 英米法系の株主代表訴訟導入・・・会社法第 214 条の立法論

株主代表訴訟のコーポレート・ガバナンスについて、その法制上の重要点の一つを述べると、英米法上には大陸法系の「監査役」制度がないことが挙げられる。これにより、監査役は会社を代表して取締役に対しその責任を追及することはできないようになっている。例えば、台湾の会社法第 214 条第 1 項には「…株主は、書面をもって監査役に、会社を代表し、取締役に対し訴訟を提起するよう請求することができる」とある。したがって、株主に、すべての株主を代表して会社に対して訴訟を提起するという救済方法を付与している。このような、株主が会社に代わる訴訟は、会社内部の利益衝突を解決するための歴史的経緯で派生した産物というだけでなく、英米法独特の株主代表訴訟制度 (Representative Suit) へと進展したものである⁵。英米の衡平法における、株主が会社に代わり訴訟を提起する代表訴訟と比較すると、台湾のように大陸法系に属する法体系の場合、

¹ Robert C. Clark, *Corporate Law* (1986), at 662; Robert W. Hamilton, *The law of Corporations* (4th ed., 1996), at 459.

² James D. Cox & Thomas L. Hazen & F. Hodge O'Neal, *Corporations*, vol. II, (1995), at 15.19.

³ Delaware General Corporation Law §327 Stockholder's derivative action ; allegation of stock ownership. In any derivative suit instituted by a stockholder of a corporation, it shall be averred in the complaint that the plaintiff was a stockholder of the corporation at the time of the transaction of such stockholder complains or that such stockholder's stock thereafter devolved upon him such stockholder by operation of law.

王惠光「公司法中代表訴訟制度的缺失與改進之道」『商法專論』(月旦・1995年) 122 ページ、株主代表訴訟制度の基礎規範の連邦民事訴訟手続法 (Federal Rule of Civil Procedure) の第 23.1 条に、代表訴訟を提起する原告は「代表 (位) 訴訟提起での訴求は、違法行為の係争発生時の株主」をその基礎においている。当然、米国模範会社法第 7.40 条第 a 項の規定は、ほぼこれに相当する。

⁴ Cox & Hazen & O'Neal, *supra* note (2), at 15.3.

⁵ 廖大穎「論公司治理的核心設計與股東權之保護—分析股東代表訴訟制度之法理」『邁入 21 世紀之民事法研究』(元照・2006年) 401 ページ

例えば会社法第214条第1項で、監査役が会社に訴訟を提起する制度を明記しているが、監査役と取締役とが親密な関係にあり、職務上頻繁に接触する機会があると、情実が絡み、取締役と馴れ合う可能性もある。このような場合、監査役が会社に訴訟を提起する機能が果たして期待できるものなのか⁶。このような場合、監査役による企業監督の機能は発揮し得ないであろう。この点、英米法上の株主代表訴訟は、非常に新規的な発想を有すると思われる。このため、英米法における株主代表訴訟制度と、大陸法系における、株主が監査役に対し、会社を代表して取締役に責任を追及するように請求するという制度設計とを比較してみた場合、法制パターンの相違があるにしても、台湾が英米法の株主代表訴訟の立法例を導入することは肯定に値するものと思われる。会社法第214条に明記されている株主代表訴訟制度は、台湾の会社法制定時に定められたものではなく、1966年に行われた一部条文の改正時に導入された海外の立法例である。

台湾の株主代表訴訟制度の立法論については、一般的にその制度設計には、会社の監査役が取締役への訴訟提起を怠った場合、法律に則って、株主が会社に代わって当該訴訟を提起することを考慮に入れていると思われる。つまり、会社に対し提起すべきであるが未だ提起していない訴訟の権利行使を付与するものであり、一種の株主代表訴訟に属する設計と思われる。その法律の歴史の変遷をみると、台湾の会社法第214条は、1966年の改正時に、米国と日本の株主代表訴訟制度の立法例を参酌しており、特に、発行済株式総数の10%以上の株式を継続して一年以上有する株主は、書面をもって、監査役に、会社に代わり取締役に対し訴訟を提起するよう請求することができ、監査役が30日以内に訴訟を提起しない場合、当該株主は会社に代わり訴訟を提起することができるという条文が追加改正された⁷。さらに、2001年の会社法改正時に、株主の監査役による取締役への訴訟の提起要件が、現行の3%に引き下げられた⁸。しかしながら、立法精神について見ると、米国の判例法上では、会社取締役会の積極的な作為は期待し得ないため、株主自身の利益を保護する観点から、株主が会社に代わり、取締役、役員、発起人のほか、ひいては支配株主に対してまで訴訟を提起することを認めるという法見解を採っているが、台湾における法制設計の形式上では必ずしも採られているとは限らない。ちなみに、台湾の会社法第214条の規定は、米国の判例法において発展した株主代表訴訟制度であり、米国法における衡平の思想を導入したものであるが、法律構成の設計上、株主が会社に代わり取締役又は監査役に対して訴訟を提起し、企業経営や監視・監督上の違法な失策による賠償責任を追及するのに限られている⁹。比較法の観点から見て、台湾の会社法第214条の立法例は、実質、日本法が米国の株主代表訴訟制度を受け継いだ規定にやや類似する。

もう一つ付け加えるべき点として、台湾の会社法第214条第1項に明文化されている「発行済株式総数の3%以上の株式を継続して一年以上有する株主は、書面をもって、監査役に、会社に代わり取締役に対し訴訟を提起するよう請求することができる」という規定を見ると、「取締役に対し

⁶ 例えば、施智謀『公司法』（自費出版・1991年）166ページ、柯芳枝『公司法論(下)』（三民・2003年）314ページ、柯菊「股份有限公司股東之代表訴訟」『公司法論集』（自費出版・1996年）78ページ、王文宇『公司法論』（元照・2005年）330ページ

⁷ 1966年会社法一部条文改正草案の追加改正第214条、立法院公報37会期13号180ページを参照のこと。

⁸ 2001年会社法一部条文改正草案、第214条のものと改正案は未採択、立法院公報90巻51期217ページを参照のこと。ただし、2001年10月17日に野党団との協議で会社法第214条改正合意、立法院公報90巻51期440ページ部分をも参照のこと。

⁹ 例えば、施智謀・前掲書（注6）171ページ、柯菊・前掲論文（注6）82ページ。

会社法第214条の分析に関しては、王惠光・前掲論文（注3）107ページ、廖大穎「企業經營與董事責任之追究—檢討我國公司法上股東代表訴訟制度」経社法制論叢37期113ページを参照のこと。

訴訟を提起する」ことが会社の株主総会で決議されなかったことが前提になっているのであろうか。法文の解釈として、本論では、このような必然性はないと考える。さらに、株主総会において株主は提案権を有するのであろうか。これもまた検討を要すべき点である¹⁰。会社法第214条第1項の「監査役に、会社に代わり取締役に対し訴訟を提起するよう請求することができる…」という現行規定は、台湾の法律上、監査役は会社に代わり取締役に対し訴訟を提起できる権限であると解釈し得る。さらに、会社法第214条第2項で仮定する状況、すなわち「監査役が前項の請求日から30日以内に訴訟を提起しないときは…」という一文は、法律効果を見ると、会社に代わる法的地位を監査役に取得させるという権利を株主に付与し、株主が会社を代表して取締役に訴訟を提起する制度設計であり、これを株主代表訴訟制と称するのが相応しいと言える¹¹。会社法第214条の株主代表訴訟は、その手続上、代位訴訟の傾向が強く見られるが、実際には権利を保護するために設計されたものに過ぎない。本来の目的は、会社の組織運営における適正行為を保障するためのものであり、コーポレート・ガバナンスの適正化は、株主代表訴訟制度にとって究極の目標となるものである。これは、株主の基本的権利と公正な処遇 (the rights of shareholders and the equitable treatment of shareholder) をうたった「OECD コーポレート・ガバナンス原則」にも掲げられている¹²。

2 親子会社の支配構造及び株主代表訴訟の発展・・・追加改正会社法第369条の4の立法論

(1) 支配（親）会社の責任及び従属（子）会社株主の代位賠償請求

株主代表訴訟によるコーポレート・ガバナンスの役割について、上述のように、これは会社法による株主の権益保障を実践するための基本の一つとなるものである。しかし、台湾における現行の企業組織について見てみると、その形態は会社法に定める単一の有限会社や株式会社という企業形態であっても、実際にはそれぞれの会社の資金構造や企業の組織関係を詳細に観察した場合、程度の違いはあれ、いずれもいわゆる会社間の集団化という現象を呈しているのが分かる。このような現象について、支配会社と従属会社の親子会社がその典型的な代表例に挙げられ、台湾の法律では、これを「関係企業」と称している¹³。親子会社が形成される理由については、一般的に企業集団内部の各子会社から生産される経営相乗作用 (synergy) により、最大の利益を追求するための経営戦略であると考えられる。このような会社の集団化というのは、むしろ現代の台湾において企業経営の主流を成すものとなっている。このため、親子会社内部に潜在する利益相反との疑念は、特にコーポレート・ガバナンスにおいて付与される株主の権益保障・・・支配を受ける従属会社においては、親子会社の特殊構造における会社法第214条の株主代表訴訟関連について、より深く掘り下げて検討する必要がある。従属会社の株主の立場からすると、会社経営に損害がもたらされた場合、会社法第214条に則り、従属会社に代わって当該取締役に對し企業経営の責任を訴追するのは当然のことである。問題は、親子会社の特殊構造についてであるが、従属会社の陰に潜む支配会社こそが、実質上、会社経営を左右し、最高の意思決定権を有していることにある。このような観点から

¹⁰ 2005年会社法一部条文改正、第172条の1株主提案権制度を追加改正した。このため、これは会社法第212条に規定の「取締役に對し訴訟を提起する」株主総会の決議が前提要件となり、議論される可能性がある。

¹¹ 廖大穎・前掲論文（注9）116ページ

¹² OECD Principles of Corporate Governance(2004), Part.1 (II III), at 18-20, <http://www.oecd.org/dataoecd/32/18/3155724.pdf>, visited 2005/01/20

¹³ 現行の会社法に規定する「関係企業」の支配力は、形式を区分すると、支配と従属の関係、実質的支配と従属の関係、推定的支配と従属の關係の三種類に分けられる。王文宇・前掲書（注3）669ページ、廖大穎『公司法原論』（三民・2006年）422ページを参照のこと。

すると、支配会社の企業経営を背後から操作する者は、資金源やコーポレート・ガバナンスの経営責任者たるばかりか、従属会社の損害賠償を当然すべきと言えるのである¹⁴。言い換えると、いわゆる従属会社の取締役とは何であろうか。その多くは、支配会社が人事で特別に手配した傀儡であり、ひいては従属会社ですら、恐らく支配会社が特に意図して配置した「ペーパー・カンパニー」に過ぎないため、会社法第 214 条により、従属会社の取締役にて企業の経営責任を問うなどということとは、実質上、隔靴搔痒であり、期待し難い感は否めない。

親子会社の支配構造について、会社法では従属会社の權益を保障するため、支配会社による不当な侵害を受けないよう、特に、第 369 条の 4 第 1 項において、「支配会社が、直接的又は間接的に、従属会社に営業の通例に合わないこと、又はその他の不利益な経営をさせ、さらに会計年度終了までに適切な補償をせず、従属会社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う」と明文化された。しかし、その問題点としては、法律では支配会社と従属会社間の損害賠償請求の基礎を明文化してはいるものの、実際には、支配会社が従属会社の損失を補償することを期待することや、従属会社が支配会社に対し損害賠償請求をする救済行動を期待することは、被支配側である従属会社が支配会社に束縛されるという本質からみて、このような立法は現実と乖離するおそれがあることである。このため、会社法第 369 条の 4 第 3 項において、従属会社の債権者と株主が損害賠償を提起する訴訟権を付与しており、「支配会社が第 1 項の賠償を行わない場合、従属会社の債権者、又は、継続して一年以上、従属会社の発行済議決権付株式総数若しくは資本総額の 1% 以上を有する株主は、自分の名義で前二項の従属会社の権利を行使し、従属会社への給付を請求することができる」という規定を明文化している。

従属会社の株主は、自分の名義で支配会社に対し従属会社への給付を請求でき、その性質上、従属会社を代位し、賠償請求権を行使する特別規定に属すると一般的に考えられる¹⁵。しかも、会社法第 369 条の 4 第 3 項の代位権については、会社法の規定は民法の特別法であるため、民法第 242 条の債権保全目的と第 243 条の権利行使との制限を受けず、かつ、会社法第 214 条の規定に準用し会社が訴訟提起を怠った場合に限り、代位し賠償を請求することが行使できるという制限も受けないと言われる¹⁶。しかし、このような立法解釈は、個人的には現行条文の文意に沿うものと考えますが、理論上はなお従属会社の株主代位賠償請求制度の立法設計を説明することはできない。一つには、法理上、会社法は民法の特別法であるゆえ、株主が会社に代わって権利を行使するのに、民法第 242 条及び第 243 条の制限を受けなくてもよいのであろうか。このような条文の解釈について議論すべき争点が存在する。もう一つには、会社法第 369 条の 4 では、会社法第 214 条の株主代表訴訟制度の規定の準用を明文化しておらず、両者間の同質的な法理の基礎を否定しているものなのかどうかという点がある。ここで立論することは、再検討すべきである。従属会社の株主が会社に代わって支配会社に賠償請求を行うことの立法構造について、米国の法制における株主代表訴訟部分と比較すると、会社法第 369 条の 4 第 3 項の株主代表訴訟及び会社法第 214 条の制度は、実は元が同じであることが容易に理解できる。つまり、この認識に基づき、会社法第 369 条の 4 第 3 項が従

¹⁴ 方嘉麟「關係企業專章管制控制力濫用之法律問題（一）--自我國傳統監控模式論專章設計之架構與缺憾」政大法学評論 63 期 271 ページ、劉連煜「控制公司在關係企業中法律責任之研究」『公司法理論與判決研究（一）』（自費出版・1995 年）55 ページ

¹⁵ 1997 年会社法一部条文改正草案、第 369 条の 4 の立法説明は、「従属会社の株主は自分名義で代位賠償請求ができ、その賠償所得は会社に帰属する」云々としている。立法院公報 86 卷 23 期 124 ページを参照のこと。

¹⁶ 例えば、武憶舟『公司法論』（自費出版・1998 年）604 の 35 ページ、柯芳枝・前掲書（注 6）687 ページ、洪貴参『關係企業法』（元照・1999 年）239 ページ

属会社に付与する、株主が代表して支配会社に賠償責任を訴追する制度は、本論では、むしろ現行会社法の第214条の株主代表訴訟の法理が拡大したものとする。成文法の観点から、会社法第369条の4第3項の意義を解釈すると、会社法第227条が第214条を準用している立法設計と同じく、株主が会社に代わって取締役を提訴することは、監査役の立法政策にまで拡大して、さらにその提訴対象が支配会社などの支配株主まで拡大することになる¹⁷。

(2) 支配（親）会社の支配株主責任

上述のように、株主代表訴訟に関する法理拡大の問題点は、支配会社の責任と従属会社株主の関係をどう位置づけるかということにある。ここでは、支配会社の従属会社における責任属性は、英米法の観点に従うならば、いわゆる支配株主の責任となる。しかし、問題となるのは「支配株主（Controlling Shareholder）」とは何かという点である。台湾の会社法ではこれについて明文化されておらず、また類似規定もないため、その概念と定義については、曖昧な点が存在する。支配株主の概念については、金融持株会社法第4条第2項に定める「支配性持株」の規定を参酌することができ、その概念は「支配株主」になるべき余地がある。すなわち、金融持株会社法第4条第1項に定める「支配性持株」の定義に基づくと、対象となる会社の発行済議決権付株式総数若しくは資本総額の25%を保有すること、又は、直接的若しくは間接的に、当該対象会社の取締役の過半数を選任若しくは任命派遣することをいう。そして、このような支配性持株を有する金融機関を、いわゆる「金融持株会社」という。言い換えれば、世間一般で認識される金融持株会社とは、支配株主の範疇に入るもので、会社法第369条の2及び第369条の3に規定される支配会社は、支配性持株の規範に比べると勝るとも劣らないものであり、このため、支配会社が支配株主であることは自明の理と言える¹⁸。会社法第214条と第369条の4の立法上の相違点を論じると、会社法第214条で提訴対象となるのは取締役であり、第369条の4で対象となるのは支配株主（controlling shareholder）、すなわち、支配会社となる¹⁹。では、支配株主の責任はどこにあるのか。上述の支配株主の論題について、当該株主の企業に対し形成する一種の支配事実より派生したもので、このような支配企業の非難可能性は、どこにあるのだろうか。例えば、会社法第369条の4第1項に明文化されている「支配会社が……従属会社に営業の通例に合わないこと、又はその他の不利益な経営をさせ、……従属会社に損害を与えた場合」という賠償原因は、支配会社が従属会社に損害を与えた実際の行為について述べているもので、法律による国民権益の保護がいかなる人の行為も侵害されないことを前提にしていることに置き換えると、支配株主がこのような企業支配力行使するのは、実質他人の権益を侵害する行為に等しく、それは本質的に社会正義に反する行為として法的に認められるものでないことは自明の理なのである。このため、企業支配の理由となる事実について、仮にこのような株主による不当な株主権の行使によって他人の権益が侵害されることが潜在的な

¹⁷ 廖大穎・前掲論文（注5）430ページ

¹⁸ 支配株主について述べている。支配会社がいかに従属会社を支配するのか、支配会社の持株、例えば、当該従属会社が発行済議決権付株式総数又は資本総額の50%を保有すること（会社法第369条の2第1項）は、金融支配会社法第4条第1款の「支配性持株」株主の範囲を遙かに上回ることは当然であり、株主権の行使により、必然的に一種のコーポレート・ガバナンスという事実をもたらす。

比較法学的な観点から比較すると、頼英照「關係企業法律問題及立法草案之研究」『公司法論文集』（中華民国証券暨期貨市場發展基金会・1994年）148ページでは、米国の判例法における事例では、支配株主を構成する原因は多数株式の保有者とは限らず、例えば議決権の代理（proxy）、議決権の契約（voting agreement）ひいては議決権の信託（voting trust）により支配的制御力を得た場合もあり、いずれもこれに属すとされている。

¹⁹ 廖大穎・前掲論文（注5）431ページ

であれば、権利濫用の結果に他ならない²⁰。民法第148条第1項に掲げる「権利の行使は…他人の主たる目的を損なってはならない」という規定があるように、支配株主のこのような株主権の行使行為については、再検討すべき余地があると思われる。関連する株主の権力濫用問題については、台湾の会社法学者間ではあまり論議されていないが、株主権を法理的に見ると、民法の上述規範での制限も、株主の不当な権利行使の制約をしていると言えよう。

当然ながら、このような株主の責任は、株主が多数の株式を保有することで必然的に発生するものではなく、株主が実際に当該会社の企業経営を操作又は支配することにより発生するものである。支配会社と従属会社間においては、実際に企業経営権を掌握する支配株主がそれによって会社を支配するという行為が、従属会社に対して責任を負う原因となるのである。米国の判例法における支配株主責任について見てみると、支配株主が個人の地位に基づいて会社の業務、財務、人事配属に相当の影響を及ぼす場合、当該株主は会社に対し、ひいては支配株主の以外の少数株主に対し、「忠実義務」を負うのであろう。これについては、台湾の会社法では何ら明文規定がなく、かつ、法実務上も何ら見解が見られないようである。しかし、米国法における判決についてみると、いわゆる支配株主の「忠実義務」は、米国の司法実務上では肯定する見解が見られるばかりか、学界でも漸次的に肯定されつつあり、支配株主の会社に対する、ひいては会社の少数株主に対する「忠実義務」が存在するという理論に発展していると指摘する者もいる²¹。このため、会社法第369条の4第1項「支配会社が……従属会社に営業の通例に合わないこと、又はその他の不利益な経営をさせ、……従属会社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う」という条文から、従属会社の株主が、同項第3項に則って賠償請求を行使できるという設計を見ると、法制上、米国の判例法における支配株主の責任論を肯定しており、現行法上での明文化は容易に理解できる。ただし、本論の浅見に従うと、このような忠実義務は、権利を濫用してはならないという衡平の概念から拡大したものとと言える。しかし、英米法の衡平の概念と親子会社の特殊構造において、支配会社の行為が忠実義務違反となるのかどうなのか。これはかなり難しいと言えるが、より深く掘り下げて検討すべきに値する²²。支配会社の支配株主責任については、法理上「陰の取締役 (Shadow Director)」の責任

²⁰ 1997年会社法一部条文改正で、「関係企業」の立法草案総括説明では、「現在…、従属会社の少数株主及び債権者の權益を保障する」などを目的に当該章が制定され、第369条の4第1項では「支配会社が……従属会社に営業の通例に合わないこと、又はその他の不利益な経営をさせ、……従属会社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う」という規定を明文化している。立法院公報86巻23期117ページを参照のこと。

²¹ 頼英照・前掲論文(注18)148ページは、Southern Pacific Co.v.Bogert, 250U.S.483 (1919)案件のBrandeis司法官の主張を引用している。それによると「大株主は支配会社の経営実力を掌握し、大株主がその支配権を行使する際、大株主が会社の少数株主に忠実義務を負わせる…」としており、また米国の判例法における忠実義務の範囲拡大傾向を指摘している。例えば、少数株主に対する侵害 (oppression of minority shareholders) や、インサイダー取引 (insider trading)、グループ内取引 (intra-group transaction)、ひいては支配権の販売 (sale of control) など、いずれも忠実義務違反を適用でき、衡平法上で損害を受けた場合、金銭賠償や禁止命令、法律行為の撤回などを含む事後的救済措置を受ける。

²² 例えば、財団法人万国法律基金会『公司法制全盤修正計画研究案総報告(Ⅰ)』(行政院經濟建設委員会・2003年)5-204ページでは、支配会社が従属会社に対し忠実義務を負うことを全面的に規定しており、その立法は複雑困難で、かつ、このような規定が取締役の会社に対する忠実義務と混同するおそれがあるが、米国の判例法において具体的に示された訴訟実例として、例えば、(1)従属会社に不当な対価で資産を譲与若しくは譲受し、又は矛盾のある一般会計原則の処理方法で相手に取引対価上の優遇を提供した場合、(2)従属会社が企業内部の合法的手続を遵守せず、他人に資金を貸与し、又は保証若しくは担保を提供し、若しくは手形裏書等のその他の信用授与を行った場合、(3)従属会社の資本総額とその規模が明らかに相当しない場合、(4)従属会社の帳簿書類に不備や虚偽の記載があり、その経営や資産状況を詳細に監査し得ない場合について、整理明文化し、支配株主の責任を列举事由とすれば、立法上争議は減少する可能性がある。

と相当類似するものの、この事実上の取締役については、本論の範囲外である。

3 会社法第 369 条の 4 及び第 214 条の同質的立法と異質的規範の検討

コーポレート・ガバナンスの観点からみると、株主は企業主であり、そのため株主代表訴訟とは、一種の株主権益保障から派生したものであり、株主が会社に代わり、取締役、監査役、ひいては支配株主に対し、訴訟を提起することを指す。例えば、台湾の会社法第 214 条、第 227 条又は第 369 条の 4 が規定するように、株主が会社に代わって訴訟を提起し、法律救済を求めるのは、実際に米国の判例法における株主代表訴訟の精神と一致するものなのである。それゆえ、OECD のコーポレート・ガバナンス原則に掲げる株主の権益保障のように、株主代表訴訟はそれを実現する制度の一つである。しかし、会社法第 369 条の 4 第 3 項に明文化されている従属株主の代位賠償請求と会社法第 214 条の基本的な相違点とを比較すると、その制度設計の相違点が明らかに見えてくる。

1) 少数株主の訴訟提起要件は、会社の発行済株式総数の 1%なのか、あるいは 3%なのか。これは、立法の技術的な側面に属する問題である。会社法第 214 条及び第 369 条の 4 の規定について、その比率を統一するのが適切だとする意見も見られる²³。しかし、株主権益を保障するコーポレート・ガバナンスについてみると、本論は、会社法第 214 条の「株主代表訴訟で会社に代わって取締役に對し責任を問うのは、取締役が法令違反又は契約上の義務違反をし、会社が訴権行使を怠ったためという経緯によるものであり、例外的に株主が会社に代わり訴訟を提起することを認めるという法律救済であり、その法制の目的は、株主権益が侵害され、さらにその侵害が拡大し続ける危険性を回避することにある。……株主代表訴訟制度こそ、株主自身の権益を積極的に保護する一種の手段である」ということを肯定するのである。それが積極的に株主を保護する立法設計であるとする、会社法第 214 条、更には第 369 条の 4 第 3 項の少数株主権制度が合理的なのかどうか、疑問を感じざるを得ない²⁴。もちろん、会社法第 369 条の 4 第 3 項の「議決権付」という条件の制約は削除すべきものであろうか。これについても、更に検討する余地があると思われる²⁵。

2) 株主代位請求の手續において、会社自らが訴訟を提起するか否かを判断することが必要であろうか。会社法の第 369 条の 4 第 3 項と第 214 条第 2 項との最大の相違点は、「株主は、会社に代わり監査役（又は取締役会）に…訴訟を提起するよう請求できる」という先行手續について明文化していない、あるいは先行手續の準用を明文化していないことである。会社法第 369 条の 4 第 4 項は、特に前述の株主が会社に代わり訴訟する権利を考慮して、たとえ従属会社が支配会社に対する当該損害賠償請求を放棄するか、又は支配会社と和解をするとしても、株主の代位請求の行使が影響を受けないように規定している。

そのため、会社法第 369 条の 4 第 3 項の規定を一種の「独立した代位賠償請求権」とする向きともいわれる²⁶。しかし、このような解釈は、明らかに株主代表訴訟の法理とのつながりから逸れるものと考えられ、たとえ辻褃合わせは可能でも、果たして妥当なものと言えるかどうか、個人的には疑念を抱かざるを得ない。なぜなら、会社法第 369 条の 4 第 3 項の訴訟

る。

²³ 例えば、許美麗「控制與從屬公司(關係企業)之股東代位訴訟」政大法学評論 63 期 439 ページ

²⁴ 廖大穎・前掲論文(注 9) 118 ページ。当然、会社法第 369 条の 4 第 3 項の「いかなる」債権者も代位で損害賠償請求ができるという立法例と比べると、明らかな相違が見られる。

²⁵ 例えば、柯芳枝・前掲論文(注 6) 687 ページ、洪貴參・前掲論文(注 15) 239 ページ、許美麗・前掲論文(注 23) 439 ページ

²⁶ 例えば、武憶舟・前掲論文(注 15) 604 の 35 ページ

権は、実質上、従属会社の法律上の請求に基づくもので、株主の代位請求からすると、それは手続上の便宜を図ったものに過ぎないからである。さらに、会社法第 369 条の 4 第 4 項において「前項の権利の行使は、従属会社が当該賠償請求において和解や放棄があってもその影響を受けない」と明文化されているように、その立法は、従属会社の株主権利を保障するものなのである²⁷。すなわち、その法律効果については、株主の代表賠償請求が影響を受けないということに限らず、従属会社と支配会社が和解し、その賠償請求権を任意に放棄することも制限している。言い換えると、会社法第 369 条の 4 第 4 項が規定する従属会社は、自らの意思に基づいて支配会社の賠償義務を免除できるのかという点がある。例えば、法律に則って損害賠償請求権を放棄し、または損害賠償請求の相手と和解した場合である。だが、従属会社の支配会社に対する損害賠償請求を放棄する場合又は自ら支配会社と和解する行為は、不均衡な支配構造の下で、企業が自己決定し得る独立した意思とは言いがたい。よって、会社法第 369 条の 4 第 4 項の立法は肯定に値する。会社法第 369 条の 4 第 3 項と比較すると、従属会社の株主による代位賠償請求は、株主代表訴訟制度の一環であり、会社法第 214 条の法理適用の拡大対象になると考えられる。このため、本論では、法理上、会社法第 369 条の 4 第 3 項の従属会社の株主代位賠償請求の訴訟権は、会社法第 214 条が規定している先行手続のように、会社自らが訴訟を提起するか否かを判断するのが適切であると考えられる。ちなみに、その本質は株主代表訴訟制度に回帰する。だが、法に規定はなく、また準用の明文化もされていないため、解釈上これを類推適用していると思われる²⁸。

三 一部代替機能としての証券投資家団体訴訟

1 コーポレート・ガバナンスの観点からみた、台湾の株主代表訴訟制度の検証

前述のとおり、株主代表訴訟制度は会社に対するガバナンス機能の一つであるが、悪意のある株主による代表訴訟の濫用を効果的に防止するために、会社法第 214 条の立法政策上、株主が代表訴訟を提起する際の要件として、発行済株式総数の 3% 以上の株式を継続して一年以上有する株主に制限しているほか、裁判所は被告の申立てにより、訴訟を提起した株主に対し、相当の担保提供を命じることができ、更に株主が敗訴し、会社に対し損害を与えた場合又は被告である取締役がこれにより損害を被った場合、当該訴訟を提起した株主は、会社又は取締役に対し損害賠償責任を負う、と制限を設けることで、株主による濫訴を抑制している²⁹。しかし、台湾の現行の株主訴訟制度は、1966 年の会社法改正時に定められたものであるが、その施行以来、株主代表訴訟の実例が少ないのには、その制度上に原因があると考えられる。一つは、台湾の国民性に関係があることと、もう一つは、現行法では株主が提訴する際、裁判所は被告の申立てにより、株主に担保の提供を命じることができ、かつ、株主が敗訴すれば、会社に対し損害賠償責任を負うとなっていることにある。株主が勝訴すれば、その損害賠償はすべて会社の所得になるが、株主はなお弁護士費用も負担しな

²⁷ 1997 年の会社法一部条文改正草案、第 369 条の 4 第 4 項（原草案第 7 項）の立法理由説明、立法院公報 86 卷 23 期 125 ページを参照のこと。

²⁸ ただし、株主の会社法第 214 条第 1 項による会社への訴訟提起請求は、会社法の損害賠償請求の行使と会社権益の保護という側面に関わり、監査役の対応が会社法第 224 条の職務怠慢に該当し、会社が損害を被ったかが重要な論点の一つになる。

²⁹ 柯芳枝・前掲書（注 6）314 ページ。ただし、王惠光・前掲論文（注 3）117 ページは、米国法における株主代表訴訟制度関連の問題が、これらの訴訟で往々にして少数株主のゆすりの手段になっていると指摘している。代表訴訟案件の緩和も規制も、会社取締役の職権濫用防止と株主の権利濫用防止との間で板ばさみとなっており、いかにして均衡を保つかについて述べている。

ければならず、まさに骨折り損のくたびれもうけであり、人的にも金銭的にも無駄がある。このため、株主代表訴訟制度は立法以来、成果があまり見られないのである³⁰。よって、台湾の関連法律における株主代表制度の設計は、再検討すべき点がある。

(1) 代表訴訟及び少数株主権との関連性について

現行の会社法第 214 条の株主が会社に代わり代表訴訟を提起する際の要件は、発行済株式総数の 3%以上の株式を継続して一年以上有する株主となっており、一般的には少数株主権の立案に属するものと思われるが、このような立案が合理的なものかどうか、議論すべき余地がある。少数株主権は、会社内部の企業民主的な多数決の元から派生したものであり、多数株主による専横や権利の濫用を防止し、少数株主の権益侵害や会社の利益侵害を防止するためのものである。例えば、少数株主が自ら株主総会を招集すること（会社法第 173 条）や、少数株主が検査役の選任を要請すること（会社法第 245 条）などがある。しかし、この特定の少数株主権の恣意濫用を防止するため、その行使に持株期間や持株比率などの制限を設けているわけであり、会社法第 214 条の株主代表訴訟も、同種の制度設計に属するのである³¹。

問題は、会社法第 214 条の株主代表訴訟制度が、立法当時に期待された機能、つまり会社のガバナンス機能を発揮し、会社に代わって取締役の責任を追及するという実質的な効果が得られなかった点にある。立法政策についてみると、株主代表訴訟制度の立案は、実際は少数株主権の範疇で位置づけるべきでないとの指摘もある。会社が取締役に対し提訴する株主代表訴訟制度は、会社法第 212 条の株主総会の決議による会社取締役への提訴についての消極的行為を均衡にし、少数株主権がコーポレート・ガバナンスを実現できるモデルであると期待できる。しかし、株主代表訴訟により取締役の責任を追及するためには、取締役が法令違反又は契約上の義務違反がある必要があり、株主代表訴訟は、会社が訴権行使を怠ったため、例外的に株主が会社に代わって訴訟を提起することを認める法律救済である。このため、株主が書面をもって監査役に請求しても依然として会社の積極的行為を期待できないということが、かえって代表訴訟を積極的に株主自身の権益を保護する手段としている。だが、一定の条件を満たすこと、特に持株の 3%という要件は、必要なものであろうか。言い換えると、このような設計は、株主代表訴訟によるコーポレート・ガバナンスの困難さを、いたずらに増幅させるおそれがある³²。

さらに、株式を継続して一年以上有する株主という制限について、一年の株式保有期間は、悪意を持って株主が会社経営を破壊するのを防止するため、期限を設けざるを得ないと考える向きもある³³。しかしこのような規定は、株主が悪意を持って代表訴訟を提起することを効果的に防止することはできないのではなからうか。例えば、悪意のある人物が、取締役の不法行為を知得した後、機会を狙って株主になり、いったん法定の持株期間を満たした後、代表訴訟を提起し、その目的を遂行するなどの場合も挙げられる³⁴。上述の持株期間の制限について、米国模範会社法第 7.40 条 a

³⁰ 万国法律基金会・前掲報告（注 22）3-12 ページ。

³¹ 林咏荣『商事法新詮（上）』（五南図書・1990 年）第 271 ページ、柯芳枝『公司法論（上）』（三民・2002 年）171 ページ、施智謀・前掲書（注 6）127 ページ、王文宇・前掲書（注 6）263 ページ、廖大穎・前掲書（注 13）119 ページ

³² 近藤光男「株主代表訴訟制度の改善策」『商法の争点（I）』のジュリスト増刊（有斐閣・1993 年）158 ページ。

王惠光・前掲論文（注 3）130 ページ、株主代表訴訟制度の少数株主保護における立法立案について、実際このような持株比率制限を設けるべきでないとして述べている。

³³ 例えば、柯菊・前掲論文（注 6）95 ページ

³⁴ 竹内昭夫「株主の代表訴訟」『会社法の理論（III）』（有斐閣・1990 年）240 ページ、王惠光・前掲論文（注 3）130 ページ。

項に提案する株主代表訴訟は、行為時株主原則（contemporaneous ownership rule）に限っており、それは法理上で合理的な制限と思われる。例えば、デラウェア州の会社法第 327 条では、原告が取引行為の係争発生時に株主の身分を有しているか、または原告が法律行為により、その後会社の株式を取得した場合、当該会社に訴訟を提起することができる³⁵。ここでの論述と比較すると、2001 年の日本商法（会社法）一部条文改正草案でも、かつてこの議題について検討されたことがあり、米国法における行為時株主原則は、確かに株主代表訴訟制度が濫用されているかどうかを測る一つの目安となるものである。しかし、たとえこのような制限を設けたとしても、私欲にかられた悪意のある人物が株主の名義を借りて訴訟を提起することもあるし、原告株主が株式を取得したからといって会社が取締役を提訴することが分かるということがあるのだろうか。その論争は、かえって訴訟提起の前提条件になり、株主代表訴訟制度を複雑化するだけでなく、訴訟コストをいたずらに増大させ、さらに問題の焦点があやふやになるため、株主代表訴訟制度の運用にとって不利になりかねない³⁶。

(2) 株主代表訴訟制度のインセンティブについて

台湾の株主代表訴訟の現行の立案を詳細に観察すると、当該制度の実施以来、その効果があまり得られていないという事実が分かる。前述の指摘は、経緯を考慮しているが、本論でも、このような立案は、株主権の濫用を防止抑制することに対し、過度に重点を置いて立法していると考えられる。その効果について、かえって株主が代表訴訟制度により会社に代わって取締役に賠償請求を行い、会社をガバナンスするという本来の目的の実現について意欲を失くしてしまっていると思われる。コーポレート・ガバナンスと株主権益保護の観点からみて、このような結果は、台湾における株主代表訴訟法制的致命的欠陥となっているばかりか、現行法に支障をもたらしている。すなわち、制度設計上のインセンティブ不足については、具体的な効果として、株主代表訴訟の手續において、経済面での相対的衡平性を得ることができないことが挙げられる。

- 1) 一つは、株主代表訴訟の終局判決は、原告株主にとって、経済的な誘因が存在しないことである。訴訟の結果が株主の勝訴となると、会社法第 215 条第 2 項が明文化しているように、「当該訴訟で根拠とされた事実が真実であると証明され、終局判決が確定した場合、被告である取締役は提訴した株主が当該訴訟により被った損害に対し賠償責任を負う」ことになる。この規定は、少数株主が株主代表訴訟の提起により自身が損害を被るかも知れないという懸念から提訴を躊躇することにより会社の利益や株主全体の利益に損害をもたらすようなことがないように、敗訴側取締役に勝訴側株主へ当該訴訟により被った損害賠償責任を負わせることによって、少数株主の提訴を奨励しているものと考えられる³⁷。しかし、たとえそうだとしても、問題となるのはその損害の範囲で、株主が当該訴訟のために支出した費用を含むかどうかという点について、論ずる必要がある。この点について、株主代表訴訟に勝訴した場合、株主にとってそのインセンティブとなるのは、司法手続に則って被告の取締役に当該会社に対し損害賠償をさせることにより株主権益が侵害される危険を免れるということであるが、訴訟関連費用の支出に対し適切な補償を得られないなら、株主が自発的に代表訴訟を行使し

³⁵ Delaware General Corporative Law §327, In any derivative suit instituted by a stockholder of a corporation, it shall be averred in the complaint that the plaintiff was a stockholder of the corporation at the time of the transaction of such stockholder complains or that such stockholder's stock thereafter devolved upon him such stockholder by operation of law.

³⁶ 岩原紳作「株主代表訴訟制度」ジュリスト 1206 号 13 ページ、近藤光男=志谷匡史『改正株式会社法(II)』（弘文堂、2002 年）213 ページ

³⁷ 柯芳枝・前掲書（注 6）291 ページ、柯菊・前掲論文（注 6）105 ページ

て会社をガバナンスするという理念の実行は期待薄になる、ということが挙げられる³⁸。ゆえに、株主が会社の利益のために代表訴訟を提起することを効果的に奨励するには、株主代表訴訟勝訴時に、当該会社はその訴訟に支出した費用、例えば弁護士費用などを補償してこそ、始めて株主が代表訴訟を提起することの期待に沿えるのだと考えられる³⁹。これに対し、株主が敗訴した場合は、民事訴訟法第78条にある訴訟費用負担の規定や、会社法第215条第1項による、「当該訴訟で根拠とされた事実が真実であると証明され、終局判決が確定した場合、被告である取締役は提訴した株主が当該訴訟により被った損害に対し賠償責任を負う」という規定のほか、会社法第214条第2項後段も、「敗訴により会社が損害を被った場合、提訴した株主は会社に対し損害賠償責任を負う」と規定している。なぜこのように規定するかというと、一般的に少数の悪意の株主が、代表訴訟を悪用して会社や取締役をゆする手段となるのを防止するためであり、特に敗訴した株主は損害賠償の責任を負うことを明文化することで、株主に対し代表訴訟は慎重に提起するよう警告を与えているのである⁴⁰。

2) 株主代表訴訟において担保提供を命じる制度であるが、これもまた株主に負担をもたらしている。株主による代表訴訟濫用防止の立法設計について、会社法第214条第2項中段に、株主が代表訴訟を提起した際、裁判所は被告の申立てにより、訴訟を提起した株主に対し、相当の担保提供を命じることができると規定されている。当然、その立法の狙いは、株主による提訴濫用を防止することであり、また原告株主の敗訴時に、会社及び被告の取締役に、その損害賠償に対する担保云々を請求するためである⁴¹。被告の申立てにより担保提供を命じる制度については、その要点は裁判官が判断する。しかし、このように株主に対し代表訴訟に重いコスト負担を課すことは、会社のため正義を主張する数少ない株主にとって、重い負担になるのは疑う余地のないことである。

(3) 2006年10月4日立法委員（国会議員）の改正提案

2006年10月に、野党国会議員が会社法一部条文の改正を連署し、提案した。指摘されたのは、わが国の株主代表訴訟は、法律上の構造的な問題のため、そのコーポレート・ガバナンス機能を期待することができないということである。したがって、国会議員により会社法第214条、第215条の改正について特別提案がなされ、会社法第214条の1、第215条の1の株主代表訴訟規定が追加改正されることになった。ただし、台湾には1966年以来、株主代表訴訟制度の立案はあるものの、台湾企業での不正事件や地雷株などの不祥事が後を絶たず、財団法人「証券及び先物市場発展基金会」又は「証券投資家及び先物取引人保護センター」により、投資家保護法（後述）に則って、会社資産を引き出した嫌疑がかかる企業経営者、すなわち取締役や監査役に対し、企業経営の違反責任を追究し、積極的に投資家の民事賠償請求を保護したもの以外、株主代表訴訟による責任追及の事例は、実務上稀である⁴²。そして、この改正提案の理由をよくみると、次に挙げるように現行の株主代表訴訟制度におけるさまざまな支障が明らかになってくる。

1) 株主代表訴訟制度が、権利濫用の防止を強調しすぎる。株主は、法律上は企業所有者の地位

³⁸ 柯菊・前掲論文（注6）105ページ、王恵光・前掲論文（注3）161ページでは、原告が自社から賠償を得られないのは公平性がないとしている。

³⁹ 例えば、万国基金会・前掲報告（注22）5-76ページでは、株主代表訴訟制度は日本の商法第268条の2第1項、すなわち株主は勝訴時に、会社に代わって必要妥当な範囲内で訴訟を行ったその支出費用を会社に請求できる（弁護士費用も含む）、という規定を参酌するよう提案している。

⁴⁰ 柯芳枝・前掲書（注6）289ページ、柯菊・前掲論文（注6）107ページ

⁴¹ 柯芳枝・前掲書（注6）289ページ

⁴² 1996年10月4日、立法院議案關係文書院総第618号委員提案第7052号を参照のこと。

にあるが、濃厚な公益性を付与されている代表訴訟が、逆に株主が身を起こして会社の權益を保障する動機を抑制しているのである。

- 2) 現行法制における訴訟要件の制限についてであるが、いかなる株主に対しても認めているのではなく、発行済株式総数の3%以上の株式を継続して一年以上有する株主でなければ、訴訟を提起することはできないとしている。
- 3) 訴訟手続における担保提供の高いコストであるが、現行法では、株主の提訴時に、裁判所が被告の請求により、株主に担保の提供を命じることができると明文化されている。
- 4) 訴訟費用の核心となる問題であるが、民事訴訟法の規定⁴³に則り、裁判所は株主が提訴すると、まず訴訟標的の価額を算定し、その裁判費用を決めてあらかじめ納付するようになっている。会社経営者が会社に対し損害を与えた場合、往々にして歴大な数字となるため、株主は会社に代わり提訴することを望みながらも、先に納めなければならない莫大な裁判費用を考え、躊躇してしまう。
- 5) 訴訟リスクの逆効果であるが、民事訴訟法第78条に「訴訟費用は敗訴した当事者が負担する」とあり、敗訴はしたがその責任が提訴した株主にない場合においても、その訴訟による不利益は提訴した株主に帰し、あらかじめ納付した裁判費用も国庫に納められてしまうため、これも株主の意欲を失くさせる原因となっている。また、株主が敗訴した場合、その賠償はすべて会社の所得に帰し、株主は弁護士費用を自ら負担しなければならない。これでは、株主にとって何らのインセンティブも存在しないと言える。

今回、国会議員による株主代表訴訟制度の改正提案の具体的部分については、日本の93年における商法（会社法）一部条文改正案で採択された立法政策を参酌するよう提案しており、コーポレート・ガバナンス機能における株主代表訴訟の効果的な活性化を狙いとしている⁴⁴。しかし、今回の提案は現在に至るまで、何ら進展も見られず、立法院（国会）に据え置かれたまま、法律改正の手続も踏まれていない。

二 証券投資家の団体訴訟制度

ところで、2002年に「証券投資家及び先物取引人保護法」（以下「投資家保護法」という。）が立法院（国会）を通過し、いわゆる投資家団体訴訟制度が設けられた。投資家保護法が制定された狙いは、市場の投資家と取引人の權益を保障し、市場の公平な取引構造を保護することにより、わが国の証券市場及び先物市場の健全な発展を促進することにある。このうち、投資家保護法第28条第1項前段は、「保護機関は、公益を保護するため、その定款に定める目的範囲内において、多

⁴³ 民事訴訟法第77条の13では、「財産権の提訴の場合、その訴訟標的の金額又は価額は、新台幣十万元以下であれば、一千元を徴収する。十万元以上百万元以下であれば、一万元ごとに百元徴収する。百万元以上一千万円以下であれば、一万元ごとに九十元徴収する。一千万円以上一億元以下であれば、一万元ごとに八十元を徴収する。一億元以上十億元以下であれば、一万元ごとに七十元を徴収する。十億元以上であれば、一万元ごとに六十元を徴収する。その端数が一万元に満たない場合、一万元で計算する」と規定している。

⁴⁴ 1996年10月4日、立法院議案關係文書院総第618号委員提案第7052号では、日本の平成五年の商法改正を参照するよう提案しており、「株主代表訴訟」制度の改正について、その主軸方案を次のように立案している。

1. 株主代表訴訟費用の納付について、個人財産上、訴訟請求とはみなさないと追加改正されたことで、訴訟費用が大幅に軽減され、その法律の性質を公益の目的のための訴訟制度と位置づける。
2. 代表訴訟を提起した株主に対し、例えば、訴訟関連の必要費用など合理的な関連措置を提供し、当該株主の勝訴時、法律に基づいて会社に一定の費用、報酬などを支払うよう請求できるようにする。

数の証券又は先物取引投資家が…損害を受ける事態を招いた同一の証券又は先物取引事件について、20人以上の投資家が…訴訟又は仲裁実施権を…授与し、…自分の名義で提訴…を行う」と規定しており、これが台湾法の証券市場における団体訴訟の根拠となるものである⁴⁵。投資家団体訴訟に関する立法は、政府が証券市場における投資家の権益保護を行い、また現行の証券取引関連の法令における不備を補填するため、米国の証券投資家保護法の立法例を参考にしたことに由来し、特に、国外の団体訴訟制度の精神を導入していることから、証券市場における団体訴訟にとって、投資家保護法制定の核心の一つとなっている。よく言われているように、法律上の投資家の保護は、司法による正義を実現するための最終手段であると考えられるが、実務上では、その投資家、特に株主が損害賠償の救済を訴え出る状況はあまり見られず、経済効果に見合わない現象を著しく呈している。すなわち、証券投資家が有価証券の募集、発行、売買その他の関連事項により被った損害に対し、その損害を民事賠償請求で実現するには、この法律は形式上最も直接的な救済方法であるが、台湾の資本市場上の構造にかんがみると、もし市場において発行会社の違法行為という証券事件が発生した場合、多数の証券投資家が財産の損失を被るだけでなく、経済的に弱い立場にある証券投資家、例えば株主などは、訴訟手続の煩雑さに嫌気をさしてしまう。また、訴訟費用を考慮すると、同一の事実原因により引き起こされた共通の損害に対し、それぞれ異なる責任立証や訴訟手続、訴訟費用等を個別に請求するのは、証券市場上で個々に分散されるばかりか、莫大なコストがかかってしまい、往々にして投資家個人の能力を超え、賠償請求への意欲も低下してしまうため、かえって証券投資家が司法救済の道を放棄してしまう事例は、枚挙にいとまがない。このような違法事件がいったん発生すると、投資家が個別に損害賠償を請求するには、それぞれ裁判所に訴訟を提起することになり、裁判所にとっても負担が重くなる。ゆえに、実際に投資家を保護する上で、訴訟手続の改善により違法事件に対する司法正義の実現を図ることは、前述したとおり、投資家保護法の重要な議題なのである⁴⁶。

(1) 投資家団体訴訟の構造

1) 公益訴訟としての性質 投資家保護の法制目的からみて、侵害を受けた投資家の権益は保障されるのであろうか。これは、わが国の証券市場の今後の発展に影響する核心的な問題といわれる。ゆえに、投資家保護法における団体訴訟を設け、現行の消費者保護法及び行政訴訟法の既存制度を参酌して保護機関⁴⁷を明文で規定しており、公益保護のため団体訴訟を提起して、投資家保護機関の機能を発揮させることにより、同一の証券事件訴訟における経済効果を計り、訴訟負担を軽減している⁴⁸。いわゆる公益の訴訟とは、投資家保護法第28条の規定に則り、保護機関が証券投資家に代わり提起する訴訟が、非営利を目的とし、市場投資家の権益を保障するサービスの性質を持ち、投資家が団体訴訟を利用しやすいように設計したものである。それゆえ、投資家保護法第33条でも、保護機関は、当該訴訟の結果得られた賠償金から訴訟に必要な費用を差し引いた後、訴訟実施権を授与した証券投資家にそれぞれ支払うが、報酬を請求してはならない

⁴⁵ 2002年証券投資家及び先物取引人保護法の立法草案報告は、立法院公報91卷48期85ページ（李庸三前部長の答申）を参照のこと。

⁴⁶ 証券投資家及び先物取引人保護法草案の総括説明については、投資家の権益保護を実行し、かつ、現行の証券及び先物取引に関する法令の不備を補足補充するため、米国の証券投資家保護法の立法例を参考に、国外の団体訴訟制度の精神を採用したのである。立法院公報91卷45期298ページを参照のこと。

⁴⁷ いわゆる保護機関とは、投資家保護法第7条第1項により設立された財団法人証券投資家及び先物取引人保護センターを指し、略称は投資保護センターという。

⁴⁸ 証券投資家及び先物取引人保護法草案第28条第1項の立法説明については、立法院公報91卷45期287ページを参照のこと。

と規定している⁴⁹。

2) 訴訟実施権の授与 投資家保護法第 28 条第 1 項に規定する団体訴訟は、多数の証券投資家が損害を被った同一の証券事件に対し、保護機関が 20 人以上の証券投資家から訴訟実施権を授与された後、当該保護機関の名義で訴訟を提起する制度である。当然、その前提になるのは損害を被った証券投資家であり、保護機関へ訴訟実施権を授与することが要件となる⁵⁰。訴訟実施権の授与に関しては、投資家保護法第 28 条第 3 項により、書面をもって行うことが明文で規定されている。投資家保護法第 28 条第 2 項は、保護機関が訴訟を提起した後、同一の証券事件により損害を被ったその他の投資家は、第一審の口頭弁論終結前又は審問終結前において、訴訟実施権を授与し、判決の声明を拡張することができる。同一案件のその他の被害投資家は、訴訟にかかる経済的負担に見合う賠償請求もできる⁵¹。ただし、同一の証券事件で損害を被った投資家らの各自の損害賠償請求権の起算点が多少異なる場合、その時効については個別に計算しなければならない(投資家保護法第 30 条)。上述の訴訟実施権の授与について、証券投資家は、口頭弁論終結前又は審問終結前において訴訟実施権の授与を撤回できるが、撤回後直ちに裁判所に通知しなければならない(投資家保護法第 28 条第 1 項後段)。また、いったん訴訟実施権の授与を撤回した場合、当該部分の訴訟手続は当然停止となる(投資家保護法第 29 条第 1 項前段)。訴訟実施権の授与を撤回する際、当該証券投資家は直ちに訴訟の効果を受けると声明しなければならず、そうしない場合は、裁判所は、例えば時効の中断等、提訴した証券投資家の権益に配慮するため、職権により、当該証券投資家にこれを命じることができる(投資家保護法第 29 条第 1 項後段)。さらに、一部の証券投資家が訴訟実施権を撤回したため、残りの投資家が第 28 条第 1 項に規定する最少人数要件に満たなくなった場合、当該団体の訴訟手続は当然停止になるのであろうか。これについて投資家保護法では、訴訟の安定及び信義誠実の原則に基づく配慮から、特に第 29 条第 2 項で、保護機関はその残りの投資家について訴訟を継続して行うことができると規定している⁵²。

保護機関は、証券投資家の授与した訴訟実施権に基づき、当該保護機関の名義で当事者を提訴するため、原則的に保護機関が一切の訴訟行為の権利を有することになる。しかし、法律上損害賠償請求を行う債権者は当該証券投資家であるところ、訴訟関連の手続における放棄、認諾、撤回及び和解の行為は当事者の権益に極めて大きな影響を及ぼすおそれがあるため、制限が設けられている(投資家保護法第 31 条第 1 項)⁵³。上記の制限について、証券投資家は、訴訟実施権を授与する文書内において、又は書面をもって裁判書に提出することにより、争議を止め、その効力は一人に限り、その他の証券投資家には及ばない(投資家保護法第 31 条第 2 項、第 3 項)。

⁴⁹ 証券投資家及び先物取引人保護法草案第 33 条の立法説明については、立法院公報 91 卷 45 期 290 ページを参照のこと。

⁵⁰ 劉連焜「投資人保護與團體訴訟」実用税務月刊 333 期 98 ページでは、投資家保護法の団体訴訟の制度設計は、任意的訴訟担当の法理に基づくものと考え、保護機関からの訴訟提起は、訴訟実施権の授与で充分で、実体法上の権利を譲与する必要はないとしている。

⁵¹ 証券投資家及び先物取引人保護法草案第 28 条第 2 項の立法説明については、立法院公報 91 卷 45 期 287 ページを参照のこと。

⁵² 証券投資家及び先物取引人保護法草案第 29 条の立法説明については、立法院公報 91 卷 45 期 288 ページを参照のこと。

⁵³ 証券投資家及び先物取引人保護法草案第 31 条第 1 項ただし書に「証券投資家は…その放棄、認諾、撤回及び和解に制限を設けなければならない」としており、その立法説明については、立法院公報 91 卷 45 期 289 ページを参照のこと。

3) 上訴 投資家保護法第 32 条第 2 項の特別規定により、保護機関は、裁判所の判決正本を受け取った後、直ちにその結果を証券投資家に通知する義務があり、七日以内に上訴を提起する意思があるかどうかについて、書面をもって証券投資家に通知しなければならない。証券投資家が第 28 条の団体訴訟の判決に不服であれば、保護機関の上訴期間満了前に、訴訟実施権の授与を撤回して自身で上訴することにより、その權益が保障される(投資家保護法第 32 条第 1 項)。

(2) 訴訟コストの軽減に関する措置

1) 訴訟費用の減免 裁判所に提訴するということは、国家の司法資源を利用する行為であり、現行の訴訟費用の納付規定によると、訴訟を提起する原告は、前もって一定の割合で訴訟費用を納めなければならないとしている。証券争議の巨額賠償請求案件では、証券市場における違法行為者がこれにより得た莫大な違法利益に比べ、証券投資家個人の財産損害額は少額である。それゆえ、保護機関による団体訴訟の公益目的を考慮し、また証券市場における投資家の損害補填の請求及び違法阻止機能を発揮させるため、投資家保護法では、消費者保護法の立法例を参照して、第 35 条で規定している。すなわち、保護機関が第 28 条に則り自分名義で訴訟を提起し、又は上訴する場合、その訴訟標的の金額又は価額が新台幣ドル一億円を超えるものについては、訴訟費用は免除される。もしも、被告側が上訴を提起し、勝訴が確定した場合、前もって納付した訴訟費用からその負担する費用を差し引き返金し、また、その訴訟標的の金額又は価額が新台幣ドル一億円を越える場合の訴訟費用については、保護機関への追徴を免除するとしている⁵⁴。

2) 保全手続の担保提供免除 証券争議の民事訴訟について、その目的は当然ながら投資家の損害を補填することにあるが、訴訟手続により紛争を解決する場合、判決が下るまで相当の時間を要する。もし加害者が悪意を持って法律上の賠償責任を回避した場合、例えば財産を引き出したたり、巧みに所有権を移転したりとするなどの手段を考えると、たとえ保護機関による団体訴訟で最終的に勝訴が確定したとしても、損害を被った証券投資家が手にするのは「債権証書」という判決文一枚のみで、満足できるような実質的賠償は得られなくなるおそれがある。保全手続とは、裁判所の強制執行を保全する特別な手続のことであるが、現行の実務上、保全手続の申立ての際、訴訟標的の金額の三分の一の担保金を納めなければならないが、保護機関が公益保護のために団体訴訟を提起する場合、投資家の相談から申立て、民事争議の調停、支払いなどに至るまでの諸業務があるため、保護基金の運営に深刻な影響を及ぼすおそれがある。それゆえ、投資家保護法第 34 条では、特別に保護機関による投資家団体訴訟の公益目的性を考慮しており、証券投資家の損害に対し補償が得られるようにしているほか、司法の手続に違法行為を制裁し、社会経済や金融秩序を安定させるという作用を持たせている。そして、保護機関は、第 28 条の規定により訴訟を提起し、仮差押え又は仮処分申立てをした場合、請求、仮差押え又は仮処分の原因について釈明し、担保提供免除との裁定ができると定められている⁵⁵。また、投資家保護法第 36 条により、保護機関が第 28 条の規定に則り訴訟又は上訴を提起した場合、判決確定前に執行されなければ賠償又は見積りの難しい損害を受けるおそれがあることを釈明したときは、裁判所はその申立て

⁵⁴ 証券投資家及び先物取引人保護法草案第 35 条の立法説明については、立法院公報 91 卷 45 期 292 ページを参照のこと。ただし、このような立法は、民事訴訟法における当事者の武器平等原則の法理上、批判される懸念がある。民事手続上の検討については、頼源河ほか「投資人保護法研討會」月旦法学雑誌 49 期 98 ページを参照のこと。

⁵⁵ 証券投資家及び先物取引人保護法草案第 34 条の立法説明については、立法院公報 91 卷 45 期 291 ページを参照のこと。ただし、このような立法は、民事訴訟法における当事者の武器平等原則の法理上、批判される懸念がある。民事手続上の検討については、頼源河ほか「投資人保護法研討會」月旦法学雑誌 49 期 98 ページを参照のこと。

により、担保提供免除の仮執行を認めるべきである⁵⁶。

(3) 株主代表訴訟の一部代替機能

投資家保護法の上述の規定からみて、その立法目的は保護機関による団体訴訟提起の負担軽減であることは理解に難しくなく、特に証券市場において投資家が損害賠償を訴え、司法正義を積極的に実現させようという狙いがある⁵⁷。当然ながら、会社法における株主代表訴訟とこのような投資家団体訴訟を比較すると、株主権益を実現するコーポレート・ガバナンスという理念の下、株主代表訴訟と投資家団体訴訟の機能が一部重複する箇所はあるものの、法制の設計上、明らかな相違があることが理解できる。

財団法人証券投資家及び先物取引人保護センター（以下「投資家保護センター」という。）は、投資家保護法の核心となる機関である。投資家保護センターは、証券投資家の関連法令の間合せ業務や申立て相談業務を行っており、投資家と公開会社、証券会社、証券サービス事業、証券取引所、店頭取引センター（OTC）その他の利害関係者との間の、有価証券の募集、発行、売買その他の関連業務において発生した紛争について、解決に向けて支援する機関であり、投資家保護法で付与する下記の関連職責の事務処理を行うものである。

- (1) 民事紛争案件の調停
- (2) 投資家のための団体訴訟又は仲裁案件の提起
- (3) 支払手続業務
- (4) 会社への利益返還請求督促の行使⁵⁸

投資家保護センター及び証券投資家団体訴訟の実際の状況について、2007年12月に公表された資料によると、下表に掲げるとおり、証券市場における違法行為が主体となっている。例えば、インサイダー取引や人為的な相場操縦などの不正事をはじめ、企業による不実の目論見書、有価証券届出書又は有価証券報告書など、特に不実な財務諸表の発覚、投資家の権益に深刻な影響を及ぼす違法行為などについて、いずれも投資家保護センターが団体訴訟を提起し、当該会社、取締役、監査役または他の関係者（例えば公認会計士、元引受証券会社）の民事賠償責任を追及したものである⁵⁹。当然ながら、現在の株主代表訴訟が役に立たない状況において、証券投資家の団体訴訟は、株主代表訴訟によるコーポレート・ガバナンス機能を一部代替していると言って間違いなく、肯定に値すべきものである。

投資家保護センターの受理案件略表 (2007年12月28日)

不実な目論見書の部

単位：新台幣千ドル

会社名称	一審請求金額	一審原告人数	提訴方式	
			民事	刑事付帯民事
正義食品	71,018	389	○	
東隆五金	372,431	841		○
順大裕（Ⅱ）	202,015	591		○
新巨群集団	48,599	252		○

⁵⁶ 証券投資家及び先物取引人保護法草案第36条の立法説明，立法院公報91卷45期293ページを参照のこと。

⁵⁷ 廖大穎『証券交易法導論』（三民・2005年）373ページ。

⁵⁸ 財団法人証券投資家及び先物取引人保護センターを参照のこと。<http://www.sfipc.org.tw>。

⁵⁹ 初期は財団法人中華民國証券及び先物市場發展基金会在担当した。

華夏租賃	20,537	77		○
京元電子	25,351	55	○	
博達科技	5,824,779	10,038	○	
宏伝電子	126,956	241	○	
協和国际	185,234	418	○	
欣煜科技	1,191,049	2,390	○	

不実な財務諸表の部

単位：新台幣千ドル

会社名称	一審請求金額	一審原告人数	提訴方式	
			民事	刑事付帯民事
国産汽車	14,893	33		○
国揚実業	1,924,074	1,154		○
東隆五金	372,431	841		○
美式家具	152,648	145		○
大中鋼鉄	199,252	976		○
順大裕（Ⅱ）	202,015	591		○
新巨群集団	48,599	252		○
桂宏企業	29,193	82		○
台湾日光灯	131,065	252		○
峰安金属	23,647	117		○
台湾土地開発	40	1		○
啓阜建設	42,823	128		○
遠東倉儲	666	13		○
立大農畜	9,030	70	○	
紐新企業	393,825	759	○	
楊鉄工廠 南港輪胎	22,592	80	○	
中友百貨	2,820	31	○	
大穎企業	292,857	577		○
皇旗資訊	128,786	119		○
博達科技	5,824,799	10,038	○	
久津実業	542,110	484	○	
太平洋電線電纜	7,984,514	25,785	○	
訊碟科技	2,677,309	8,429	○	
皇統科技	364,468	1,590	○	
宏伝電子	176,956	241	○	
勁永国际	455,677	781	○	
宏達科技	569,163	1,131	○	
協和国际	185,234	418	○	

銳普電子	323,030	217	○	
中華商銀	907,014	47	○	
友聯産險	85,934	319	○	
嘉新食品化纖	111,789	481	○	
力霸企業	129,592	412	○	

資料出典：財団法人証券投資家および先物取引人保護センター <http://www.sfipc.org.tw>

四 結び

以上、台湾の法制上における株主訴訟に関する発展の歴史と現状について、要点をかいつまんで分析してきた。証券投資家の団体訴訟に比べ、会社法第 214 条及び第 215 条の株主代表訴訟制度については、株主にとっての経済的なインセンティブがないため、実際の株主代表訴訟の案件は非常に少ないが、その事自体何ら不思議ではない。端的に言えば、現在の実務状況からみて、株主が投資家保護法第 28 条の訴訟実施権の授与により投資家保護センターの団体訴訟は、むしろ現在の台湾の司法実務における主流であると言える。したがって、この面から見れば、台湾の株主代表訴訟制度を検証することは、当面の急務である。つまり、いかにして株主代表訴訟をコーポレート・ガバナンス制度において確固たるものにするか、また現行法制における不具合を合理的に排除するかについては、代表訴訟による株主の権益保障という必要な機能を実現してこそ正しい筋道が見えてくるものだと言える。もちろん、株主代表訴訟制度を活用するために、立法政策で多少なりとも調整を行う必要があり、そのことにより株主代表訴訟の実質的な作用が活性化されるではなかろうか。台湾の株主代表訴訟制度についての検討は、法制面においても、株主による代表訴訟の濫用を防ぐための本来の思索を再度見直すべきであると筆者は考えている。

以上

中国会社法（公司法）条文（抜粋）¹

第150条（賠償責任） 董事²、監事³、高級管理職は、会社の職務を執行する時に法律、行政法規又は会社定款の定めを違反し、会社に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第151条（会議への列席義務等）① 株主会⁴又は株主総会が董事、監事、高級管理職に会議への列席を求めた場合、董事、監事、高級管理職は列席し、かつ株主の質問を受けなければならない。

② 董事、高級管理職は、監事会又は監事会を設けない有限責任会社の監事に関連状況及び資料を事実に基づいて提供しなければならず、監事会又は監事の権限行使を妨害してはならない。

第152条（株主代表訴訟）① 董事、高級管理職に本法第150条に定める事由がある場合、有限責任会社の株主、連続180日以上単独で又は合計で会社の1パーセント以上の株式を保有する株式会社の株主は、書面により監事会又は監事会を設けない有限責任会社の監事に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。監事に本法第151条に定める事由がある場合、上記株主は、書面により董事会又は董事会を設けない有限責任会社の執行董事に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。

② 監事会、監事会を設けない有限責任会社の監事、もしくは董事会、執行董事が前項に定める株主の書面による請求を受領した後、訴訟の提起を拒否する場合、又は請求を受領した日から30日以内に訴訟を提起しない場合、又は状況が緊急であり、直ちに訴訟を提起しなければ会社の利益に回復しがたい損害をもたらす得る場合、前項に定める株主は会社の利益のため、自己の名義により人民法院に直接訴訟を提起する権利を有する。

③ 他人が会社の適法な權益を侵害し、会社に損害をもたらした場合、本条第1項に定める株主は、前2項の規定に基づき、人民法院に訴訟を提起することができる。

第217条（用語の定義） 本法における次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

一 高級管理職とは、会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書及び会社定款に定めるその他の者を指す。

二～四（略）

¹ ここに掲載した条文和訳は、射手矢好雄・布井千博・周劍龍著「改正中国会社法・証券法」（商事法務）から引用させていただいた。

² 日本の「取締役」に該当する。

³ 日本の「監査役」に該当する。

⁴ 有限責任会社の株主により構成される組織。「第37条（株主会） 有限責任会社の株主会は全株主によって構成される。株主会は会社の権力機構であり、本法により権限を有する。」

韓国商法・証券取引法条文（抜粋）¹

【商法】

第324条（発起人の責任免除及び株主の代表訴訟） 第400条及び第403条から第406条までの規定は、発起人にこれを準用する。

第401条の2（業務執行指示者等の責任）① 次の各号のいずれかに該当する者は、その指示又は執行した業務に関し、第399条、第401条及び第403条の適用については、これを理事²とみなす。

- 一 会社に対する自らの影響を利用し、理事に業務執行を指示した者
 - 二 理事の名義で直接業務を執行した者
 - 三 理事でなく、かつ、名誉会長、会長、社長、副社長、専務、常務、理事その他会社の業務を執行する権限があるものと認められるに足る名称を使用した会社の業務を執行した者
- ② 前項の場合において、会社又は第三者に対し損害を賠償すべき責任のある理事は、前項に規定された者と連帯してその責任を負う。

第403条（株主の代表訴訟）① 発行株式の総数の100分の1以上に当たる株式を有する株主は、会社に対し理事の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。

- ② 前項の請求は、その理由を記載した書面をもってこれをしなければならない。
- ③ 会社が前項の請求を受けた日から30日以内に訴えを提起しないときは、第1項の株主は、直ちに会社のため訴えを提起することができる。
- ④ 前項の期間の経過によって会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、第1項の株主は、直ちに訴えを提起することができる。
- ⑤ 第3項又は第4項の訴えを提起した株主の保有株式が提訴後、発行株式総数の100分の1未満に減少した場合（発行株式を有しなくなった場合を除く。）も、提訴の効力に影響は生じない。
- ⑥ 第3項又は第4項の訴えを提起した当事者は、法院³の許可を受けなければ、訴えの取下げ、請求の放棄若しくは認諾又は和解をすることができない。
- ⑦ 第176条第3項及び第4項⁴並びに第186条⁵の規定は、本条の訴えにこれを準用する。

¹ ここに掲載した条文和訳は、法務大臣官房司法法制調査部職員／監修「現行韓国六法」（ぎょうせい）からの引用による。

² 日本の「取締役」に該当する。

³ 日本の「裁判所」に該当する。

⁴ 第176条（会社の解散命令）③ 利害関係人が第1項の請求をしたときは、法院は、会社の請求により相当の担保を提供することを命ずることができる。

④ 会社が前項の請求をするには、利害関係人の請求が悪意であることを疎明しなければならない。

⁵ 第186条（専属管轄） 前2項の訴えは、本店の所在地の地方法院の管轄に専属する。

第404条（代表訴訟と訴訟参加及び訴訟告知）① 会社は、前条第3項及び第4項の訴訟に参加することができる。

② 前条第3項及び第4項の訴えを提起した株主は、訴えを提起した後遅滞なく会社に対しその訴訟の告知をしなければならない。

第405条（提訴株主の権利義務）① 第403条第3項及び第4項の規定により訴えを提起した株主が勝訴したときは、その株主は、会社に対して訴訟費用及びその他訴訟により支出した費用のうち相当の金額の支払を請求することができる。この場合、訴訟費用を支払った会社は、理事又は監査⁶に対して求償権を有する。

② 第403条第3項及び第4項の規定により訴えを提起した株主が敗訴したときは、悪意の場合を除き、会社に対して損害を賠償する責めに任じない。

第406条（代表訴訟と再審の訴え）① 第403条の訴えが提起された場合において、原告及び被告の共謀により訴訟の目的である会社の権利を詐害する目的をもって判決をさせたときは、会社又は株主は、確定した終局判決に対し再審の訴えを提起することができる。

② 前条の規定は、前項の訴えに準用する。

第415条（準用規定） 第382条第2項、第382条の4、第385条、第386条、第388条、第400条、第401条及び第403条から第407条までの規定は、監事に準用する。

第415条の2（監査委員会）①～⑤（略）

⑥ 第296条、第312条、第367条、第387条、第391条の2第2項、第394条第1項、第400条、第402条から第407条まで、第412条から第414条まで、第447条の3、第447条の4、第450条、第527条の4、第530条の5第1項第9号、第530条の6第1項第10号及び第534条の規定は、監査委員会についてこれを準用する。この場合、第530条の5第1項第9号及び第530条の6第1項第10号中「監事」は、「監査委員会委員」と読み替えるものとする。

第424条の2（不公正な価額をもって株式を引き受けた者の責任）① 理事と通謀して著しく不公正な発行価額をもって株式を引き受けた者は、会社に対し公正な発行価額との差額に相当する金額を支払う義務を負う。

② 第403条から第406条までの規定は、第1項の支払を請求する訴えにこれを準用する。

第467条の2（利益供与の禁止）① 会社は、何人に対しても株主の権利の行使に関連して財産上の利益を供与することができない。

② 会社が特定の株主に対し無償で財産上の利益を供与した場合には、株主の権利の行使に関連してこれを供与したものと推定する。会社が特定の株主に対し有償で財産上の利益を供与した場合において、会社が得た利益が供与した利益に比べて著しく少ないときもまた同様とする。

③ 会社が第1項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、その利益の供与を受けた者は、

⁶ 日本の「監査役」に該当する。

これを会社に返還しなければならない。この場合において、会社に対し対価を給付したときは、その返還を受けることができる。

- ④ 第403条から第406条までの規定は、第3項の利益の返還を請求する訴えにつきこれを準用する。

第542条（準用規定）①（略）

- ② 第362条、第363条の2、第366条、第367条、第373条、第376条、第377条、第382条第2項、第386条、第388条から第394条まで、第396条、第398条から第408条まで、第411条から第413条まで、第414条第3項、第449条第3項、第450条及び第466条の規定は、清算人にこれを準用する。

【参考—2006年10月に立法予告された韓国法務部による商法改正案】

第406条の2（二重代表訴訟等）① 発行株式の総数の100分の1以上に当たる株式を保有する親会社の株主が子会社の取締役の責任を追及する場合は、第403条から第406条までを準用する。

- ② 発行株式の総数の100分の3以上に当たる株式を保有する親会社の株主については、第466条を準用する⁷。

【証券取引法】

第188条（内部者の短期売買差益返還等）① 株券上場法人又はコスダック上場法人の役員、職員又は主要株主（何人の名義であれ自己の計算において議決権ある発行株式総数又は出資総額の100分の10以上の株式又は出資証券を所有する者及び大統領令が定める者をいう。以下同じ。）は、上場株券又はコスダック上場株券（出資証券を含む。）、転換社債券、新株引受権付社債券、新株引受権を表示する証書その他財政経済部令が定める有価証券（以下「株券等」という。）のうち自己が所有したものでなければこれを売り渡すことができない。

- ② 株券上場法人又はコスダック上場法人の役員、職員又は主要株主がその法人の株券等を買って受けた後6月以内に売り渡し、又はその法人の株券等を売り渡した後6月以内に買い受けて利益を得た場合には、当該法人は、その利益をその法人に提供することを請求することができる。この場合、利益の算定基準は、返還手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- ③ 当該法人の株主又は証券先物委員会は、その法人に対して前項の規定による請求をするよう要求することができ、当該法人がその要求を受けた日から2月内にその請求をしないときは、その株主又は証券先物委員会は、当該法人を代位してその請求をすることができる。
- ④ 前項の規定により訴えを提起した株主又は証券先物委員会が勝訴したときは、証券先物委員会又はその株主は、会社に対して訴訟費用及び訴訟遂行に必要とした実費額を請求することができる。
- ⑤ 第2項及び第3項の規定による権利は、利益の取得があった日から2年内に行使しないときは、消滅する。
- ⑥～⑨（略）

⁷ 第466条（株主の会計帳簿閲覧権）① 発行株式の総数の100分の3以上に当たる株式を有する株主は、理由を付した書面をもって会社の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

② 会社は、前項の株主の請求が不当であることを証明しなければ、これを拒むことができない。

第191条の13（株券上場法人の少数株主権行使）① 6月前から継続して株券上場法人又はコスダック上場法人の発行株式総数の1万分の1以上に該当する株式を大統領令が定めるところにより保有した者は、商法第403条（商法第324条，第415条，第424条の2，第467条の2及び第542条において準用する場合を含む。）において規定する株主の権利を行使することができる。

②～⑤（略）

シンガポール会社法条文（抜粋）

第 216 条（「オプレッション」(oppression) 又は不正が存在する場合の個人に対する救済）

- (1) 会社の株主若しくは社債権者、又は第 9 部に基づいて宣告を受けた会社の場合、財務大臣は、下記の理由により、本条に基づく命令を裁判所に申し立てることができる。
 - (a) 会社の業務又は取締役の権限が、財務大臣を含む株主若しくは社債権者 1 名以上にとって受任を強いる (oppressive) 態様で、又は株主、未登録株主若しくは社債権者の利益を無視して実施され、又は行使されている。
 - (b) 会社の何らかの行為がなされ、若しくはなされるおそれがあり、又は株主、社債権者による決議若しくは社債の種類を問わず種類ごとの社債権者による決議であって、財務大臣を含む株主若しくは社債権者 1 名以上を不正に差別し、若しくはそれらの者に損害を与えるような決議が可決され、又はそのような決議が提案されている。
- (2) 上記の申立てにつき、裁判所が、いずれの請求原因にも理由があるとの意見であれば、裁判所は、申し立てられた事案を終結させる又は治癒することを視野に入れ、裁判所が妥当と考える命令をなすことができ、また、前記の一般性を損なうことなく、かかる命令により、以下を命じることができる。
 - (a) いかなる行為をも命令若しくは禁止し、又はいかなる取引若しくは決議をも取り消し、若しくは変更する。
 - (b) 将来における当該会社の業務の実施を規制する。
 - (c) 裁判所が命じる者又は者らに対し、裁判所が命じる条件により、当該会社の名において、又は当該会社を代表して、民事手続を進行する権限を付与する。
 - (d) 当該会社の他の株主若しくは社債権者、又は当該会社自らによる、同社の株式又は負債の購入について規定する。
 - (e) 当該会社による株主購入の場合、同社の減資について規定する。
 - (f) 当該会社が清算される旨を規定する。
- (3) 上記第 2 項(f)号に基づいて会社の清算が命じられた場合、会社の清算に関する本法の規定を必要に応じて準用し、会社の申立てに応じて命令が下された場合と同様に適用する。
- (4) 本条に基づいて下された命令が会社の基本定款及び附属定款を変更し、又は追加する場合、本法の他の規定にかかわらず、命令の条件に基づいて、関係する会社は、裁判所の許可なく命令の条件に反して基本定款及び附属定款を更に変更し、又は追加する権限を有しない。本項前段の規定に基づいて行われた命令による定款の変更又は追加は、会社の決議に基づいて行われた変更又は追加と同様の効力を発する。
- (5) 申立者は、本条に基づいて下された命令の写しを、命令の発付後 14 日以内に登記官に請求しなければならない。

- (6) 第(5)項を遵守しない者は、有罪となり、1,000 ドル以下の罰金刑に処せられ、さらに不履行の刑に処せられる。
- (7) 本条は、株主ではないが保有する会社の株が法律により譲渡された者にも、株主の場合と同様に適用され、本条で1名以上の社員に言及している場合、それは上記の者にも適用される。

第 216A 条（代表訴訟）

- (1) 本条及び第 216B 条において、
- 「会社」とは、シンガポール証券取引所に上場している会社以外を意味する。
- 「申立人」とは、以下の者を意味する。
- (a) 株主
- (b) 第 9 部に基ついて宣告を受けた会社の場合、財務大臣
- (c) 本条に基ついて申立ての適格を有していると裁判所が裁量により判断するその他の者
- (2) 第(3)項に基ついて、申立人は、会社の名前で、若しくは会社のために訴訟を提起し、又は会社のために告訴し、弁護し、若しくは訴えを中止するために、会社が当事者になっている訴訟に参加する許可を裁判所に求めることができる。
- (3) 裁判所が以下の点について心証を得ない限り、第(2)項に基ついて、訴えを提起し、又は訴訟に参加することはできない。
- (a) 会社の取締役が訴えを提起し、適切に告訴し、防御し、若しくは訴訟を中止しない場合に、申立人が、第(2)項に基ついて裁判所に申し立てる意思があることを会社の取締役に 14 日間の猶予をもって通知した。
- (b) 申立人が信義に則って行動している。
- (c) 訴えの提訴、告訴、防御又は中止が、会社の利益のためであることが疎明されている。
- (4) 申立人が、申立時に第(3)項(a)号で求められている通知を行うのが適切でないと裁判所に証明できる場合、裁判所は、申立人の要求に応じて、通知の保留を認める仮処分命令を発することができる。
- (5) 本条に基ついて許可を与える場合、裁判所は、正義に適うと裁判所が判断する以下の（ただし、これらに限られない）命令又は仮処分命令を発することができる。
- (a) 申立人又はその他の者に訴訟行為を管理する権限を付与する命令
- (b) 訴訟行為の指示を与える命令
- (c) 訴訟に関連して申立人に発生した妥当な金額の訴訟費用及び経費を会社に支払うことを要求する命令
- (6) 下級裁判所で訴訟が開始した場合、又は訴訟が提起される場合、第(2)項に基ついた許可の申立ては、地方裁判所で行う。

第 216B 条（株主の承認に関する決定的でない証拠－第 216A 条に基づいて訴訟を中止する裁判所の許可）

- (1) 第 216A 条に基づいて申立てがなされた場合、又は申立人が訴えを提起し、若しくは訴訟に参加した場合、社員が申し立てられた会社の権利若しくは義務の違反を承認し、又は承認するであろうという疎明だけで当該申立て若しくは訴訟を中止し、又は却下することはできない。裁判所は、第 216A 条に基づいた命令を下すに当たり、社員の承認に関する証拠を考慮することができる。
- (2) 第 216A 条に基づいて出された申立て、又は申立人が提起し、若しくは参加した訴えは、裁判所が適切であると考え条件を与えて許可しない場合は、中止し、和解し、又は告訴のために却下してはならない。申立人の利益が中止、中断、和解又は却下によって重大な影響を受けると思われる場合、裁判所は、申立て又は訴訟のいずれの当事者に対しても、申立人に対して通知するよう命令することができる。
- (3) 第 216A 条に基づいて提出された申立て、又は申立人が提起し、若しくは参加した訴えにおいて、裁判所は、いかなる時でも訴訟費用及び経費を含む暫定費用を申立人に支払うことを会社に命じることができるが、申立人は、申立て又は訴えの最終処分の際に当該暫定費用を支払わなければならない場合がある。

Singapore Companies Act (Extract)

Personal remedies in cases of oppression or injustice

216. —(1) Any member or holder of a debenture of a company or, in the case of a declared company under Part IX, the Minister may apply to the Court for an order under this section on the ground —

- (a) that the affairs of the company are being conducted or the powers of the directors are being exercised in a manner oppressive to one or more of the members or holders of debentures including himself or in disregard of his or their interests as members, shareholders or holders of debentures of the company; or
- (b) that some act of the company has been done or is threatened or that some resolution of the members, holders of debentures or any class of them has been passed or is proposed which unfairly discriminates against or is otherwise prejudicial to one or more of the members or holders of debentures (including himself).

(2) If on such application the Court is of the opinion that either of such grounds is established the Court may, with a view to bringing to an end or remedying the matters complained of, make such order as it thinks fit and, without prejudice to the generality of the foregoing, the order may —

- (a) direct or prohibit any act or cancel or vary any transaction or resolution;
- (b) regulate the conduct of the affairs of the company in future;
- (c) authorise civil proceedings to be brought in the name of or on behalf of the company by such person or persons and on such terms as the Court may direct;
- (d) provide for the purchase of the shares or debentures of the company by other members or holders of debentures of the company or by the company itself;
- (e) in the case of a purchase of shares by the company provide for a reduction accordingly of the company's capital; or
- (f) provide that the company be wound up.

(3) Where an order that the company be wound up is made pursuant to subsection (2) (f), the provisions of this Act relating to winding up of a company shall, with such adaptations as are necessary, apply as if the order had been made upon an application duly made to the Court by the company.

(4) Where an order under this section makes any alteration in or addition to any company's memorandum or articles, then, notwithstanding anything in any other provision of this Act, but subject to the provisions of the order, the company concerned

shall not have power, without the leave of the Court, to make any further alteration in or addition to the memorandum or articles inconsistent with the provisions of the order; but subject to the foregoing provisions of this subsection the alterations or additions made by the order shall be of the same effect as if duly made by resolution of the company.

(5) A copy of any order made under this section shall be lodged by the applicant with the Registrar within 14 days after the making of the order.

(6) Any person who fails to comply with subsection (5) shall be guilty of an offence and shall be liable on conviction to a fine not exceeding \$1,000 and also to a default penalty.

(7) This section shall apply to a person who is not a member of a company but to whom shares in the company have been transmitted by operation of law as it applies to members of a company; and references to a member or members shall be construed accordingly.

Derivative or representative actions

216A. —(1) In this section and section 216B —

"company" means a company other than a company that is listed on the securities exchange in Singapore;

"complainant" means —

- (a) any member of a company;
- (b) the Minister, in the case of a declared company under Part IX; or
- (c) any other person who, in the discretion of the Court, is a proper person to make an application under this section.

(2) Subject to subsection (3), a complainant may apply to the Court for leave to bring an action in the name and on behalf of the company or intervene in an action to which the company is a party for the purpose of prosecuting, defending or discontinuing the action on behalf of the company.

(3) No action may be brought and no intervention in an action may be made under subsection (2) unless the Court is satisfied that —

- (a) the complainant has given 14 days' notice to the directors of the company of his intention to apply to the Court under subsection (2) if the directors of the company do not bring, diligently prosecute or defend or discontinue the action;

- (b) the complainant is acting in good faith; and
- (c) it appears to be prima facie in the interests of the company that the action be brought, prosecuted, defended or discontinued.

(4) Where a complainant on an application can establish to the satisfaction of the Court that it is not expedient to give notice as required in subsection (3) (a), the Court may make such interim order as it thinks fit pending the complainant giving notice as required.

(5) In granting leave under this section, the Court may make such orders or interim orders as it thinks fit in the interests of justice, including (but not limited to) the following:

- (a) an order authorising the complainant or any other person to control the conduct of the action;
- (b) an order giving directions for the conduct of the action; and
- (c) an order requiring the company to pay reasonable legal fees and disbursements incurred by the complainant in connection with the action.

(6) Where the action has been commenced or is to be brought in the subordinate courts, an application for leave under subsection (2) shall be made in a District Court.

Evidence of shareholders’ approval not decisive — Court approval to discontinue action under section 216A

216B. —(1) An application made or an action brought or intervened in under section 216A shall not be stayed or dismissed by reason only that it is shown that an alleged breach of a right or duty owed to the company has been or may be approved by the members of the company, but evidence of approval by the members may be taken into account by the Court in making an order under section 216A.

(2) An application made or an action brought or intervened in under section 216A shall not be stayed, discontinued, settled or dismissed for want of prosecution without the approval of the Court given upon such terms as the Court thinks fit and, if the Court determines that the interest of any complainant may be substantially affected by such stay, discontinuance, settlement or dismissal, the Court may order any party to the application or action to give notice to the complainant.

(3) In an application made or an action brought or intervened in under section 216A, the Court may at any time order the company to pay to the complainant interim costs, including legal fees and disbursements, but the complainant may be accountable for such interim costs upon final disposition of the application or action.

台湾会社法・証券投資家及び先物取引人保護法条文（抜粋）

【会社法】

第214条（少数株主による取締役に対する訴訟請求）① 発行済株式総数の3パーセント以上の株式を継続して一年以上有する株主は、書面をもって、監査役に、会社のため、取締役に対し訴訟を提起するよう請求することができる。

② 監査役が前項の請求日から30日以内に訴訟を提起しないときは、当該株主は会社のため訴訟を提起することができる。株主が訴訟を提起したときは、裁判所は被告の申立てにより、訴訟を提起した株主に対し、相当の担保提供を命じることができる。敗訴すれば、会社に対し損害を与えた場合、原告株主は会社に対し損害賠償責任を負う。

第215条（代表訴訟の損害賠償）① 前条第2項の訴訟で根拠とされた事実が虚偽と証明され、終局判決が確定したとき、当該訴訟を提起した株主は、被告である取締役が当該訴訟によって被った損害に対し、損害賠償責任を負う。

② 前条第2項の訴訟で根拠とされた事実が真実と証明され、終局判決が確定したとき、被告である取締役は、当該訴訟を提起した株主が当該訴訟によって被った損害に対し、損害賠償責任を負う。

第369条の4第4項（支配会社の損害賠償責任）① 支配会社が、直接的又は間接的に、従属会社に営業の通例に合わないこと、又はその他の不利益な経営をさせ、さらに会計年度終了までに適当な補償をせず、従属会社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う。

② 支配会社の責任者は、従属会社に前項の経営を行わせた場合、支配会社とともに前項の損害に対し連帯賠償責任を負う。

③ 支配会社が第1項の賠償を行わない場合、従属会社の債権者、又は、継続して一年以上、従属会社の発行済議決権付株式総数若しくは資本総額の1パーセント以上を有する株主は、自分の名義で前二項の従属会社の権利を行使し、従属会社への給付を請求することができる。

④ 前項の権利の行使は、従属会社が当該賠償請求において和解や放棄があってもその影響を受けない。

【証券投資家及び先物取引人保護法】

第28条（証券又は先物市場での集団訴訟）① 保護機関は、公益を守るため、その定款に規定されている目的範囲内において、多数の証券投資家又は先物取引人が被害を受ける事態を招いた同一の証券又は先物取引事件について、20人以上の証券投資家又は先物取引人から訴訟又は仲裁実施権を授与された場合、当該保護機関の名義で訴訟の提起又は仲裁申立てを行うことができる。証券投資家及び先物取引人は、口頭弁論終結前又は審問終結前において、訴訟の取下げ又は仲裁実施権を授与することができ、裁判所又は仲裁廷に通知する。

② 保護機関は、前項の規定に従い訴訟の提起又は仲裁申立てを行った後、同一証券又は先物取引事件により損害を受けたその他の証券投資家又は先物取引人より訴訟又は仲裁実施権を授与された場合、第一審の口頭弁論終結前又は審問終結前において、判決又は仲裁事項の請求を拡

張することができる。

- ③ 前二項の訴訟又は仲裁実施権の授与は、文書をもってこれを行う。
- ④ 仲裁法第4条の規定は、保護機関が第1項又は第2項の規定に従い、訴訟を提起し、又は判決事項の請求を拡張した場合には、適用されない。